

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>盲導犬は無償で貸与されますが、貸与後の経費はユーザーの自己負担となっており、特に医療費等の負担が多くユーザー皆が悩んでいます。群馬県も他県にない医療費の助成をお願いします。</p>	<p>身体障害者補助犬の無償貸与後の経費については、現在、県獣医師会が狂犬病予防接種費用の支援を行っています。 御意見をいただいたユーザーの方への支援につきましては、他県の状況等も参考としながら、施策を推進する中で検討してまいりたいと考えています。</p>
2	<p>盲導犬ユーザーに対する入店拒否、タクシー乗車拒否等がまだまだあります。盲導犬を拒むことは、身体障害者も拒むことになり、社会参加の妨げとなっています。そこで、盲導犬等への理解を深めるためのイベントなどを群馬県で、数多く開催してほしいと思います。その際は盲導犬とユーザーも出席し、実演やユーザーの話をさせていただければと思います。</p>	<p>県では、盲導犬に対する理解促進のため、パンフレットやステッカー等の配布を行うとともに、P.6に記載しているとおり、障害のある人への理解を促進するための広報活動も推進しています。 いただいた御意見の趣旨を踏まえ、P.12の①において、普及啓発を推進することについて、記載の加筆修正を行いました。 御意見をいただいたイベントの開催につきましては、今後の理解促進に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「当事者本位の総合的支援」について、当事者の意思疎通が困難な場合やサポートが必要な場合、保護者の意向や希望といったものも考慮してほしいと思います。</p>	<p>P.9に記載している「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」では、意思決定支援の枠組みに、家族の参加も含むものとしています。 本人のみならず支援者である御家族の意向にも寄り添った支援を行うことができるよう、相談支援体制の充実を図ったり、意思決定支援を推進してまいります。</p>
4	<p>障害者と健常者が、同じ価値ある人間なのだと、心から認識する人が増えないと、心のバリアフリーを理解して実行できる人はなかなか増えないと考えます。また、様々な行事を開催しても、障害者の関係者しか来訪しないのではないのでしょうか。 そこで、根本から障害に対する考え方を覆す映像作品の公開上映の実施を希望します。例えば、学童期に親子行事で見るようにしてはどうでしょうか。毎年コンスタントに、親世代・子世代同時に理解を深めてもらうには、小学校の親子行事に組み込むのが一番なのではないかと考えます。 また、障害者週間や障害福祉関係講演会情報・イベント等は、市民に認知されていないのではないのでしょうか。これからの世代は、ホームページだけでなくSNSが情報源であり、この活用がより効果的な周知につながるので、情報発信にSNSを活用してはどうか。</p>	<p>障害や障害のある方に対する理解を深めてもらうことは、共生社会の実現に向けて非常に重要なことと考えております。 しかしながら、身近に障害のある方がいない人にとっては、障害に対する関心を持ちにくい状況にあると思われることから、より有効な情報発信が重要であると考えております。 いただいた御意見の趣旨を踏まえ、P.6の①において、デジタル技術を活用した動画配信による普及啓発について、記載の加筆修正を行いました。</p>
5	<p>支援疲れや相談相手がいない等により、特別支援学校教員や特別支援学級担任教員による虐待が発生しないよう、相談窓口や精神的ケアを充実させるとともに、虐待に関するご指導をお願いしたい。</p>	<p>御意見については、相談支援体制の充実等、今後の適切な支援を進める上での参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
6	<p>「親なきあと」に不安が残らないよう、グループホームが増えることを切に期待します。軽度入所のホームで土日は世話人が不在では、重度の子は「親なきあと」一人で生活できません。</p> <p>また、ホームの質もいろいろで、本人との相性もある等、安心して任せられるホームがなく、保護者が自ら立ち上げようとする例もありますが、補助金の交付件数が少なく、金銭的に困難な状況です。何かよいシステムを作って、グループホームの設置ができないでしょうか。また、グループホーム立ち上げに対する補助金の交付件数を増やしてほしいです。</p>	<p>「親なきあと」の受け皿として、グループホームは有用であると考えていることから、P.12の③にグループホームの充実について記載しています。新規設置にあたっては、国の補助金も活用していますが、御意見のとおり採択件数が少ない状況です。</p> <p>県としても、引き続き、国に対して補助金増額の要望を行っていきたいと考えています。</p>
7	<p>グループホーム立ち上げに必要な、サービス管理責任者が不足していると聞いています。</p> <p>より一層の養成に期待します。</p>	<p>県では、サービス管理責任者等研修を平成18年度から毎年開催しており、今までの累計で3,800名以上が研修を修了しています。</p> <p>P.15に記載しているとおり、今後も毎年度研修を実施し、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成に努めてまいります。</p>
8	<p>グループホーム利用について不安を抱える保護者、本人のために、グループホームでの生活の実情などをお話いただける講演会など開催してもらいたい。</p>	<p>グループホーム利用に対する不安を解消するためには、実際に利用されている方の体験を聞くことも重要と考えています。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、グループホームについては、施設入所の方や在宅の方を問わず、将来の利用に備えて、体験利用をすることができますので、ご検討ください。</p>
9	<p>各学校に対する相談支援体制の充実について、最近では特に発達障害が注目されていますが、知的障害の存在も忘れないでいただきたいです。例えば、時計や時間の理解が進まない子への教え方の工夫等、教員も困っていることがたくさんあると思います。</p>	<p>御意見のとおり、障害種に限らず相談支援体制の充実は重要であると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の適切な支援を進める上での参考とさせていただきます。</p>
10	<p>保育園や幼稚園で保健師さんが歯磨きの仕方を指導してくれますが、これに準じたものを、例えば障害福祉事業所等で年一度程度でも行っていただきたいと思えます。グループホームに入居した場合等、毎日の仕上げ磨きを世話人がやらずとも自分でできたらいいと思うのです。</p> <p>口腔ケアは感染症の予防にもなるので、学校卒業後に歯磨きについて学べる機会がないのが不安です。</p>	<p>御意見のとおり、口腔ケアの充実は、感染症予防の観点においても重要なものと考えております。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>特別支援学校の教員には、特別支援教育の免許状取得を是非お願いしたい。また、特別支援学級の教員も、特別支援教育免許状取得者にしてもらいたいです。</p>	<p>特別支援教育を充実する上で教員の専門性を向上させる取組は重要であると考えております。今後も免許状取得の推進や教職員を対象とした研修の充実等に努めてまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
12	「障害者芸術文化活動支援センター」は、どこに、いつ頃設置予定でしょうか。	<p>「障害者芸術文化活動支援センター」については、関係団体等からも御意見を伺いながら、担う役割や設置場所等に関する検討を進めているところです。</p> <p>P.32に記載しているとおり、県では、「障害者芸術文化活動支援センター」の設置に向けた検討を進めることで、障害のある人の文化芸術活動への支援を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>具体的な内容が決定した際には、有効な活動につなげていくことができるよう、広く周知に努めてまいりたいと考えています。</p>
13	週末の余暇活動の場の充実を是非お願いします。	<p>障害のある方の余暇活動支援は、生きがいづくりや生活の質の向上のために重要であると考えており、P.31に記載しています。本プランに基づき、引き続き、取り組んでまいります。</p>
14	福祉圏域というものを知りましたが、過去に指定を受けることができず、他地域での立ち上げを考えざるを得なくなったり事例がありました。実績のある法人であったにも関わらず、なぜ指定が受けられなかったのか分かりませんが、不透明なところがないようにしてほしいです。	<p>就労継続支援や生活介護等の障害福祉サービスについては、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、障害保健福祉圏域毎にサービスの必要量に既に達している場合には、事業所の指定をしないことができます。</p> <p>令和3年度からは、P.60～98に定めたサービスの必要量見込みに基づき、県全体及び障害保健福祉圏域毎にサービスの確保ができるよう取り組んでまいります。</p>
15	<p>「意思疎通支援」について、県には、市町村の意思疎通支援業務担当者に対して、視覚障害者の代筆・代読支援の養成研修の実施をお願いしたい。</p> <p>県での研修の充実によって、視覚障害者の代筆・代読担当者を養成していただき、視覚障害者に対する代筆・代読サービスの充実を希望する。</p>	<p>P.36に記載しているとおり、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実させることとしています。</p> <p>視覚障害のある方への代筆・代読支援については、同行援護事業においても、一部対応をしているところですが、いただいた御意見につきましては、他県の状況等も参考にしながら、施策を推進する中で検討してまいりたいと考えています。</p>
16	<p>ペアレントメンターの育成や活用に関する計画をお願いします。</p> <p>当事者や家族の地域生活の相談や支援、職場での適応支援などをするために、障害のある子を育てた保護者や関わった人を活用してください。また、このための研修の機会を作ってください。</p>	<p>P.18に記載しているとおり、県としても、家族支援体制の構築は重要であると考えており、各種研修を実施していくこととしています。</p> <p>御意見をいただいた、ペアレントメンターの育成につきましても、今後の適切な支援を進める上での参考とさせていただきます。</p>
17	<p>大小を問わず、県内にある支援団体や親の会のような団体には、新しい計画等を早めにアナウンスしていただけることを希望します。</p> <p>障害者や保護者などは、日々の生活の大変さや特性のために、市や県がやろうとしている新しい支援などの情報にアクセスしにくい方もいます。福祉と繋がっている方々は情報が得られますが、そうでない人は新聞(含む広報)や口コミなどで市や県の対応を知ることも少なくないと思います。</p>	<p>P.9に記載しているとおり、県では、従来から障害福祉サービスに関する情報提供を行ってまいりましたが、より多くの方に新たな情報を速やかにお届けするには、デジタル技術の活用等も重要になると考えています。</p> <p>いただいた御意見の趣旨も踏まえ、P.9の「(1)意思決定支援と情報提供の推進」の現状と課題において、デジタル技術の活用について、記載の加筆修正を行いました。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
18	事業所への通所や通院、その他外出の際、免許を持たない障害者が、一人でスムーズに移動できるよう、もう少し交通網の整備が進むことを望みます。	様々な利用者が一緒に乗り合わせて移動するという路線バスの特性上、すべてのニーズに応えるのが難しい現状ではありますが、頂いた御意見を踏まえてより使いやすい交通網になるよう、路線バスの運行主体と一緒に取り組んで参ります。
19	就労支援も日々充実してきてはいますが、なかなか出かけられず、支援が受けられない方も多くいるため、就労の形態として、「内職」的な仕事を作ったり、コーディネートしたりしてくれる事業所や会社等を作る支援や紹介をしていただけるとありがたい。	P.35の①に記載しているとおり、就労移行・継続を推進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の整備を推進したいと考えております。就労移行支援事業、就労継続支援事業の基準では、必要な要件を満たせば事業所による在宅での支援も認められていることから、いただいた御意見も、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、医療につながれない家族を抱え、疲弊している家庭は少なからずあることから、他職種チームによる訪問型支援の構築をお願いしたい。危機をはらんだ現実に対応できるシステムは喫緊の課題と思われれます。	御意見のとおり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するにあたり、多職種による訪問支援は重要であると考えています。県としては、市町村や圏域で開催される保健、医療、福祉の関係者による協議の場での議論を促し、出てきた意見を参考にして今後検討していきたいと考えています。
21	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、24時間365日相談が対応可能な相談窓口を早期設置してほしい。病気の症状から起こる様々な状況への相談が可能になることで、家族の不安が解消され、本人の安定につながります。	相談支援体制につきましては、引き続き、基幹相談支援センターや相談支援事業所の整備の充実に加え、P53の③に記載しているとおり、相談支援従事者への研修を行うほか、各地域の自立支援協議会等を通して医療とも連携し、相談支援体制の充実を図ってまいります。
22	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、長期入院から地域移行・地域定着した人や在宅で療養する人の居場所づくりや社会参加の機会の提供、居住施設・グループホームの整備確保等、地域定着への支援をお願いしたい。	P53の④に記載しているとおり、住まいの場や日中活動の場の充実等、地域移行・地域定着に向けた支援に取り組んでいきたいと考えています。
23	障害者雇用への支援として、職場への障害に対する啓発活動がはかれれば、定着率の向上につながるのではないのでしょうか。	御意見のとおり、職場への普及啓発は重要であると考えます。今後も職場内研修の実施などにより、定着を支援していきます。
24	基本理念について、まずは、障害者の基本的人権をいかに確立させるかが重要と考えます。「障害を有していても、その人権は健常者と同じく人格と個性を尊重されるものである」とした上で、「互いの理解や共生社会」を述べなければ、障害者の負担は健常者のものより何倍も多くなってしまわないか。	本プランでは、共生社会の実現を基本理念としています。この基本理念を実現するためには、全ての人がお互いの人権を大切にするとともに、障害のある方の自立した生活や社会参加を妨げる社会的障壁を取り除いていくことが重要であると考えており、本プランの施策展開においても、このことについて定めています。本プランに基づき、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。
25	障害者虐待における、加害者への知識がない人々が散見されます。加害者更生プログラム等の知識があり、現場を知っている人たちを研修や講演に呼び等し、教育に当たっていただければと思います。	P.8の①に記載しているとおり、虐待防止対策対策を推進してまいりたいと考えております。いただいた御意見は、今後の虐待防止に関する取組を進めていく上での参考とさせていただきます。